

耳にきく今は目に見侍りと書いてあるのも学者らしく面白い

島芳国の羅漢寺の記

文化十年、西暦一八一三年島芳国は樋田の村長に案内され極めて詳細に洞門の解説を行つて居る。洞門羅漢寺の紀行文として最も詳しく書いてあるが金龍和上の鑿道の銘と同様拙著に詳記してあるから茲には省略する。

結び

禪海が洞門開鑿の大誓願を発した当時、小笠原藩潰滅の後を襲うて徳川の親藩、奥平昌成が入城し、嚴重なる僕約令を公布して居た折ではあり。領民は小笠原藩が財政的断末魔の苛酷な徵税にあえぎ、その生活は窮迫を極めて居た時であり洞門開鑿の工事遂行がいかに困難であったかは想像に余りありと謂わねばなるまい。

殊荒瀬水路の隧道工事に対し掘り屑一枷に銭一枷の言葉が残されて居ることも當時を偲ぶに足る資料の一つであろう。

享保十一年南海部郡因尾村の走り百姓と逃散に就て

立川輝信

百姓一揆に関聯して社会史家の注目を惹く現象は、江戸時

代後期以後に盛んになつた農民離村の傾向である。地頭・代官の誅求に堪え兼ねた百姓等は、屢々徒党を組んでその所在を立退いた。当時の領主は之れを逃散（チヨウサン）と称して百姓一揆同様に取締つた。

この逃散、即ち走り百姓に就いての事実記録を、去る二月廿二日N H K 大分放送局郷土資料調査の際、南海部郡宇目村に於いて採録することが出来た。即ち同村大字千東字酒利、元岡藩宇目郷代官深田家々譜、並びに大字重岡元大庄屋渡辺氏所蔵の子孫への覚書がそれである。本件に関しては「両郡古談」や「豊後遺事」等の郷土史にも出てはいるが詳しくない。

前記両資料によると、本件は享保十一丙午十一月廿一日、佐伯領因尾郷内、堂間村の百姓四十五軒、男女含せて百九十八人（渡辺文書一九九人）が牛馬並びに鉄砲を持参して、岡領重岡組上河内村に逃散した。それは、時の佐伯藩老職、小林九左衛門が積年にわたり、御所務方が清廉でないので、これを憤つて一味徒党し、全く下知を請受けず、岡藩領宇目、郷上河内村に逃散し、この地に居住致度旨願い出たので、この村の小庄屋吉良平助は、こと重大と、早速重岡村大庄屋渡辺善左衛門にこの由を告知し、大庄屋よりは、更に宇目郷代官、酒利村在住の深田治部殿に申達し、郷中の大小役人すべて參集して評議の結果、岡の公儀に訴え出ることになり、深田治部

より、早速郡奉行当番井上彦左衛門役所へ申出で、内済に取り計つたが、逃散百姓共は帰郷を承諾しないので、井上郡奉行は取捌きのため、深田氏宅へ罷り越し、翌日更に大河原広右衛門郡奉行も来て酒利村に止宿、右百姓共の訴論を聞き、「御詮議御決定の間御滞留仕る可き旨」仰せ渡された。

上河内村の各戸に分宿していた走り百姓共は、其の後酒利村に小屋掛が出来たので、これに移り住んだ。

岡藩に於いては逃散百姓並びに佐伯表役人衆へ、重ねて善処方を申し伝えたが、百姓共は取り騒ぎ、佐伯藩に於いては小林氏が「以ての外」と怒り、宇目郷に乱入して、頭取のやからを召捕り、之を糺明する由で、佐伯藩領横川村で用意頻りとの旨が宇目郷に相聞え、なお佐伯藩では威風を示す為か鉄砲をならす由を告ぐる者があつたので、畠表へ注進したところ、走り百姓警固の為め、御先手御物頭森本七左衛門・仲嶋滝左エ門組御足軽六十余人を俄かに遣されることになり、各自武具持参で十二月十五日の夜中から、翌十六日昼までに酒利村に到着し、右百姓小屋の外圍を警固した。

一方、佐伯藩に於いても御堺目を越して他領に乱入するることは穩当でないので、小林氏出馬のことは沙汰止みとなつたので、無事に鎮まることが出来た。

そこで其の後岡表に於いて、度々御裁許の上、佐伯藩老職中、並びに郡奉行衆へ通達遊の結果、佐伯藩郡奉行中根曾右

衛門が宇目郷へ相越され、重岡村酒利に於いて、岡藩両郡代と度々相談された末、百姓共の願の趣も御聞き届下され、内々にて帰郷仕るべき旨仰渡され、尚亦、佐伯老職中よりの連判一札も到来したので、漸く納得が出来、翌享保十二年未年正月帰郷して、一時騒がしかつた宇目郷も平安となり万事解決した。

岡公儀に於いては、郡代始めこの事件に関係した大小の役人へ、それぞれ御褒美があり、深田治部は特に辛労致し、殊に内済筋の取計方が宜しかつたので、金參百疋を戴き、小野市大庄屋深田久米助氏と重岡村大庄屋渡辺善左衛門氏は両郡代御祝儀の席に召よばれ、御料理・御盃を下された上、数日勤労間断なき段を御称美成されて、大河原郡代より、江戸狩野嫡家榮川吉信筆、松鶴の繪掛物一幅宛下された。渡辺善左衛門は大切な御用を故障なく相勤めることが出来て至祝これに過ぎない上に、掛物まで拝領し、よろこびのあまり、同年表装して子孫永久の家宝とし、且つその由来を享保十二年十二月吉良辰に覚書した。その一巻が今も同家に保存されている。

因みに「豊後遺事」には本件に就いて次の如く書いてある。

享保十一年十二月、佐伯封内堂間村人民二百余人、叛て岡藩内宇目に来る。物頭森弥次兵衛、仲嶋滝右衛門、桂左仲

郡奉行井上彦右衛門、大河原広右衛門、免奉行渡辺兵藏等をして軽卒を率ひ往て之を示諭して還らしむ。」と。

さて増村氏の「佐伯郷土史」によると、この堂間村走り百姓の、直接原因の当事者である小林九左衛門は、毛利高慶藩主の時代に、多くの業績を残して、後世偉人としてその名を讃えられている。且つ同人は享保七年四月十九日諸士会合の席上、六十四才を以て急逝したと書いてある。故にこの書を真とすれば前記の資料や、豊後遺事などの享保十一年説は年代的にもづれがある。且つ対象人物小林氏が一時、古参高禄家臣よりそねまれ、無実の罪を受けた人とは云え、逃散当面の相手人物としてはおかしいが、或は臼杵藩に於ける財政改革を行った村瀬氏が、当時の藩領民怨嗟の的となつたのと揆を一にするものであろうか。

逃散は、鎌倉時代から行われ、御成敗式目オ四十二条には百姓逃散の自由を認めていたが、室町時代になると、一步進んで武力を以て蜂起し、その要求を貫徹せんとする土一揆へと発展した。

江戸幕府は、農民の徒党・一揆・逃散等の方法により反抗することを最もおそれ、最初より徒党を禁止して居る。徒党に見える幕府の定義によると、何事によらず、よろしからざる事に百姓大勢申合するを徒党となえ、徒党して、しいて願事を企つるを強訴といい、或は申合せて村方を立退くの

を逃散といい、武家法度は、徒党を結ぶ者の上申を諸大名に命じ、諸士法度にも之を禁じ、公事方御定書上巻オ廿八条には、徒党を結び、騒動して強訴或は逃散することを罰して居り、寛保元年にはこれ等の禁を犯した百姓に対する刑罰を定めているが、それより前、亨保・元文頃の处罚例もあり、また寛延三年正月には、御料並びに私領に對し、これが制禁の令を發して居るが、その触書の文面を見ると、これ等のことが、以前から禁ぜられて居たことが明らかである。明和六年の令では、徒党を結んで願い出た場合は、取り上げべき理由のあることでも取り上げず、屹度仕置申しつけるとの威嚇的態度を示している。翌明和七年（七七〇年）には徒党札を諸地に立てて、徒党・強訴・逃散の類ある場合は、居村・他村にかかわらず、早々その筋の役所へ申出よ。その御褒美として、

とどうの訴人 銀百枚

ごうその訴人 同断

てうさんの訴人 同断

を与え、事情によつては帶刀・苗字御免あるべきにより、たとえ一旦同類たりとも、発頭人の名前を申出るにおいてはその罪を許し、且つ褒美を与える。また村々騒ぎ立ちし際、村内を取鎮め、徒党に加わらしめなかつた者があれば、村役人でも、百姓でも、主として仇いた者には御褒美銀を下され

帶刀・苗字御免・その他の者も御褒美下さるべきことを書き記し、全く密告政策を利用したもので、宛然として切支丹宗門の取締を見るが如くである。その後も同様の禁令が屢々發せられているが、農民のこれ等の動きは、多く苛税より来る生活難より発するものだから、ただその首魁者を罰するのみで、その基くところの原因を訂正させなければ之を根絶し得ることは出来ない。それで返つてこの頃より一揆はその数を増して幕末に及んだ。

土佐に於いては既に長曾我部元親百箇条中に逃散禁庄が含まれているが、山ノ内二代の藩主忠義の慶長十七年閏十月に制定した七十五箇条の法度は、その約三分の一は「走り者」に関する取締令であつた。

これは直接生産者たる農民の逃亡は、封建制度の拠つて立て立つ經濟的基礎を枯渴せしむるに至る危機を包蔵しているので、当路の人々はこれを極力禁庄したのである。

従来、土佐山内藩の「走り者」に対する藩の方針は嚴罰主義を以て臨み、苟しくも仮籍するところがなかつた。万一これを犯す者があれば、当人の一切の権利を剥奪し、耳を剪ぐが如き極刑を以て臨み、剩つさえ庄屋・頭百姓及び親類までその罪に連座せしめたが、その結果は返つて村を挙げて逃亡するに至るという予期せざる結果を招來した。そこで元和の終より寛永の初めに至ると、漸くその政策を一変して懷柔策

を採るに至つた。即ち所謂「特赦令」を發布して、或は負債を免除せしめて、努めて還住を計り、他国への逃亡を防ぐため、從来走り者に宿を貸した者を罰したのを改め、宿主より届出させ、これを怠つて逃散せしめた場合は責任を負わしむることとした。こうした傾向は當時全国各藩ともほぼ同一であつたと思われる。

県下他の事例を知るため、「世界歴史事典オ二十二卷史料篇日本」所載の「百姓一揆年表」中より郷土関係の逃散（走り百姓）事件を摘記すると次の通りである。

年	月	日	発生地	原因又は要求
寛文 延宝	三、二	七	日 宇 佐 郡	
元禄 元	十、十一		日 出 領	檢見不公平
寛保 元	秋		杵築領 (兩子) 手水	貢租問題
元文 元	十三、四		下 毛 郡	出米過分其他
寛保 元	三、一		直 入 郡	
中津領(中殿・島田)	佐 伯 領	日 杵 領		壹場論

延享

二、十二

宇佐郡

飢饉生活難

四、一

日田大山ノ庄

宣暦十三、十一

佐伯八戸

文化元、二

両子手永

四、五

大分郡下光永

三、七

同前

四、五

竹田

助合米の儀に付

郷土史によつてこれが内容を略記すると、寛文三年七月廿八日、日出領百姓が杵築領に遁入したのは、その数八千九百五十四人（速見郡史二百余人）が鷹山川原に逃げ来つたのである。杵築藩では男一人米一升、女一人七合五勺宛、及び衣類一枚を支給して、日出藩と交渉し、幕府にも伺つた上、九月三日双方立会、一人をも刑することのなきよう約して帰参せしめた。

延宝二年十月十五日中津侯の臣、原安太夫の食邑、豊前宇佐郡六郎丸の男女六十余人が検見の不公平を憤り、日出藩領山香郷唐川に走り来たので、日出藩奉行笠置九兵衛が之を説示して数日を経て皆帰つた。

元禄十年十一月十六日、山香郷七ヶ村と八坂村の百姓が貢税の事で、郡代笠置伊左衛門に恨があり、隣国所々に立退き領内騒動となつたので、藩方の直裁断となり、郡代並びに右七ヶ村庄屋五人に弁済使・稟梁百姓の十六人を加え、江戸に召出され、審議の上郡代は江戸にて切腹、弁済使二人は伊豆

大島に流され、庄屋五人は暫らく江戸で籠舎仰付られ、残り十四人は追放となつた。

享保元年秋、両子手永の惣百姓、出米通分に關し、其外願

の件二七ヶ条を組立て、藩庁に願出たが受付ないので、両子の惣百姓は領分を立退き、嶋原領の下査掛に入込み、其藩の役人に身を寄せた。そこで杵築藩より嶋原藩に交渉したところ、嶋原藩よりは、百姓の願意を聞届けるならば杵築藩に還すとの返事だつたので、杵築藩もせん方なくこれを承知し、両子の走り百姓は、査掛滞在十四日で夫々村々へ引取られた。

享保十二年七月、下毛郡東屋形の百姓七百十二人が天領の宇佐郡山口村・麻生村に逃げ込んで来たので、今津大庄屋敷

田組の山下戸左衛門が麻生村に入り込み、やつと帰村することが出来た。然し屋形の庄屋は手鎖の刑に処せられた。

享保十三年四月廿九日、直入郡井手下村農民男女百三十六人が去つて下田北村に來たが、五月十七日に帰村した。

延享三年二月廿四日より三月朔日迄日田郡大山ノ庄、百姓困窮に付七八ヶ村より七百餘人出奔、筑後吉井町五ヶ寺に逗留、依て久留米藩より銀錢を賜ふた。

海部郡旧堅田郷を中心とする

（その二）

四　田　　泉

庶民史料目録

名　　目	年　　代	原　本　所　在	備	考
樺野永福庵の弥陀	不明（弘瀬氏調）	佐伯市、稲垣樺野		
長瀬原の供養塔	文政五年	上堅田、岸河内	資卷六綴込	
	"			" 写 "